

過重労働による健康障害を防止するために

事業者が講ずべき措置のチェックリスト

① 時間外・休日労働を削減しましょう！

- 36協定は限度基準に適合したものとなっていますか？ Yes No
- 労働時間を適正に把握していますか？ Yes No
- 年次有給休暇の取得を促進していますか？ Yes No
- 労働時間等の設定の改善のための措置を実施していますか？ Yes No

② 健康管理体制の整備・健康診断を行いましょう！

- 産業医、衛生管理者、衛生推進者等を選任していますか？ Yes No
- 衛生委員会又は関係者の意見を聞くための機会を設けていますか？ Yes No
- 健康診断を確実に実施していますか？ Yes No
- 健康診断結果に基づく適切な事後措置を実施していますか？ Yes No

③ 長時間労働者に対し面接指導等を実施しましょう？

◇時間外・休日労働時間が月100時間を超えている場合

- 申出をした労働者に対し医師による面接指導を実施していますか？ Yes No

◇時間外・休日労働時間が月80時間を超えている場合

- 申出をした労働者に対し面接指導等を実施するよう努めていますか？ Yes No

常時50人未満の労働者を使用する事業場では、秋田産業保健総合支援センター（TEL018-884-7771）から、無料で産業保険サービスを受けることができますので、ご活用願います。

以上